


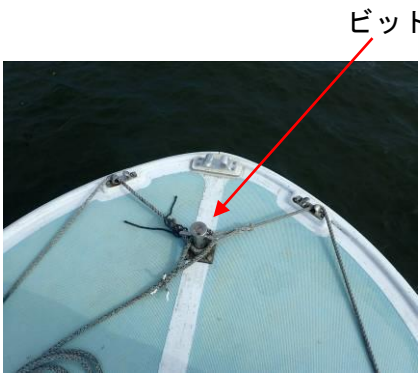


## 船舶事故調査報告書

平成28年10月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年4月13日 13時10分ごろ～13時15分ごろ
発生場所	宮城県松島町松島港
事故の概要	旅客船ひめゆりは、避泊作業中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ひめゆり、5トン未満 210-22816宮城、個人所有 9.14m (Lr) × 2.48m × 1.37m、FRP ディーゼル機関、132.39kW、昭和58年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月26日 免許証交付日 平成24年11月29日 （平成30年6月23日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 5 海象：波向 南東、波高 約1.5m、海面水温 約9℃
事故の経過	本船は、松島港の仙随浮棧橋 <small>せんずい</small> に係留して松島湾遊覧の待機をしていたところ、平成28年4月13日12時00分前後から南寄りの風が強まり、13時00分ごろ運航が中止となって‘沖に移動して避泊’（以下「沖がけ」という。）することになった。 僚船の船長（以下「僚船船長」という。）は、13時10分ごろ本船が仙随浮棧橋を出発したところを目撃し、13時15分ごろ、自身の船を出発させ、自身の避泊場所（以下「僚船避泊地」という。）に向けて南進中、本船が本船の避泊場所（以下「本船避泊地」という。）から北東方の離れた所にいたので不審に思った。 僚船船長は、僚船避泊地に近づいた頃、船首方の本船避泊地の手前に黒い物体が浮かんでいることに気付き、僚船避泊地を通過して確認

	<p>したところ、本船船長であることを認め、業務無線で救助の支援を要請した。</p> <p>僚船船長、運航管理者及び別の僚船の船長は、別の僚船に乗って救助に向かい、本船船長を引き揚げたが意識がなく、仙随浮棧橋に移送した後、AED（自動体外式除細動器）を使用するなどして救命処置を施した。</p> <p>本船船長は、搬送された病院で死亡が確認され、死因は溺水と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>松島島巡り観光船企業組合（以下「本件企業組合」という。）は、‘旅客定員12人以下の旅客船’（以下「小型旅客船」という。）を所有している組合員により組織され、組合員の中から安全統括管理者、運航管理者等を選任し、本件企業組合が所有する旅客船及び各組合員が所有する小型旅客船の運航を行っていた。</p> <p>本件企業組合は、悪天候の際には運航管理者の判断で小型旅客船の運航を中止しており、南寄りの風が強く吹く場合には、仙随浮棧橋で係留している小型旅客船が損傷する可能性があるため、組合員総員で沖がけ作業を行っていた。</p> <p>本船避泊地は、仙随浮棧橋の南方約200mで、僚船避泊地の南方約30mであった。</p> <p>沖がけ作業は、避泊地にあらかじめ投じていた錨に結ばれた錨索を拾い上げ、同錨索のアイを船首部のビットに掛けるものであった。</p> <p>本船は、船首から船尾方向へ順に、客室、操舵室、後部甲板となっており、後部甲板から船首部に移動する場合、幅約0.2mの舷縁部を、操舵室及び客室の屋根に設けられた突起につかまりながら移動する必要があり、ハンドレール等の転落防止設備が後部甲板のみに設けられていた。（写真1～4参照）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 本船左舷側</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 本船船尾部</p> </div> </div> <p>突起</p>

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真3 本船右舷船尾部</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真4 本船船首部</p> </div> </div> <p>本船は、機関が中立の状態<sup>かぶ</sup>で漂流していた。</p> <p>本船船長は、スニーカーを履き、作業服を着用して帽子を被り、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本件企業組合の小型旅客船は、沖がけ作業を各船長が1人で行っていた。</p> <p>僚船船長は、本事故当日、本船船長にふだんと変わった様子を感じなかった。</p> <p>本船船長の家族は、本事故以前、本船船長から体調に問題ないと聞いていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、松島港において、平成28年4月13日13時10分ごろ仙随浮棧橋から出発したところを目撃された後、13時15分ごろ漂流しているところを発見されたことから、この間において、本船船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船船長は、本船が、機関が中立の状態<sup>かぶ</sup>で漂流しているところを発見されたことから、本船避泊地に到着した後、操舵室から後部甲板に出て船首部へ移動し、海中から錨索を拾い上げてビットに掛けるまでの沖がけ作業中に、落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、松島港において、沖がけ作業中、本船船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>本件企業組合は、本事故後、悪天候に対応する作業時の安全確保に関し、以下のことについて組合員に周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天候を把握すること。</li> <li>・沖がけ作業を行う場合、必ず救命胴衣を着用すること。</li> <li>・総員で沖がけ作業を行う場合、2人1組で作業を行うこと。</li> <li>・個別に海上作業を行う場合、陸上責任者に報告すること。</li> </ul>

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・悪天候に対応する作業は、天候の変化を早期に把握し、天候が悪化する前に行うことが望ましい。
- ・転落防止設備のない暴露甲板で作業を行う者は、ロープ等を設置して命綱を掛けるなど転落防止措置を採り、また、救命胴衣を着用することが望ましい。
- ・1人で船舶に乗り組んで作業を行う者は、落水時に自力で船内へ上がることができるよう、作業時にはなわぼしご縄梯子等を舷側に垂らしておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

